環自総発第 2203153 号 令和 4 年 3 月 15 日

都道府県 各 指定都市 中 核 市 動物愛護管理主管部(局)長 殿

環境省自然環境局総務課長 (公 印 省 略)

長野県松本市における動物取扱業者への対応に係る 検証報告書について (通知)

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年9月、長野県松本市において、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の違反容疑で、第一種動物取扱業者に対し、長野県警察による家宅捜索及び松本市保健所による法に基づく立入検査が行われ、同動物取扱業者の元社長ら2名の逮捕等に至るという事案が発生いたしました。

本事案に関し、長野県では、「動物取扱業者への対応に係る検証チーム」を設置し、県庁内のコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会並びに第三者の有識者が参画するコンプライアンスモニター会議において、当該事案の背景と実態、動物取扱業者に対する監視指導に係る具体的問題点と改善策、今後検討すべき課題等の検証を行ってきたところ、3月11日に環境省へ検証結果の報告がなされました。

今回長野県がまとめた検証報告書は、具体事例に即して動物取扱業者に対する監視指導の課題と対応の方向性を検討したものであり、他の自治体においても参考になるものと考えております。ついては、長野県の同意を得て、下記のとおり検証報告書の概要をお知らせするとともに、検証報告書本体と関連資料の写しを送付しますので、これらを参照し、監視指導体制の充実等を図っていただきますようお願いいたします。特に、不利益処分等実施要領の作成や、日頃から問題事案の情報を共有する場として動物愛護管理推進懇談会を開催するといった取組は有効と考えられますので、参考にして取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1. 問題点とその背景

動物取扱業者に対する監視指導について、以下の4つの問題点があったと分析し、その背景としては、「法による措置が実質的に非常に困難と思い込んでいた」、「動物愛護に関する社会の意識の高まりや法改正の趣旨などに対応した主体的な考えや行動ができなかった」、「保健所の動物愛護管理業務(保護収容、譲渡、苦情対応等)の増加により動物取扱業への監視指導業務の優先度が低くなっていた」ことが挙げられ、結果として長年にわたり不十分な指導が行われ、飼養施設の改善に至らないという実態があったとしている。

- ① 指導困難事例として積極的な対応をとらなかったこと、抜き打ちによる 立入検査のルールがなかったことなど、立入検査態勢の不備があった。
- ② 行政指導に従わないなどの不適切な動物取扱業者に対して、行政措置を講じる手順等が未整備であった。
- ③ 指導困難事例に対して、担当課内での情報共有のみで、保健所内や本庁 との間で情報共有がなされず、本庁においても積極的に情報収集してい なかった。
- ④ 苦情の内容から動物虐待が疑われる事案については、早い段階から警察 等の関係機関と情報共有し、連携する必要があった。

2. 改善策等の概要

問題点に応じて、以下の4点が改善策等として示されている。

- ① これまで同様に計画的な立入検査や重点監視項目を設定して事前通告を 原則とした立入検査を行うものの、指導困難事例などは抜き打ちの立入 検査を組み合わせた対応とする。本庁等に広域的に動物取扱業者等の立 入検査を行う職員を配置する。職員の監視指導に関する標準化や資質向 上を図るため研修会を行う。等
- ② 指導困難事例に対しても具体的な対応を可能とするため、勧告、措置命令等に係る適正な行政措置の手順を定めた文書を策定する。
- ③ 不適切な飼養管理、苦情通報、立入検査の拒否といった指導困難事例に対して担当者・担当課に任せることなく、保健所内、保健所及び本庁、保健所間での情報共有を行い、風通しのよい職場環境の整備を図るとともに、指導困難事例については、本庁が主導して解決策等について協議を行う。
- ④ 指導困難事例については、本庁のみならず、警察署及び県警察本部、環境省、大学等の専門機関、社会福祉関係機関等との情報共有を図り、緊密な連携の下で対応する。動物愛護管理施策に関して、関係者が意見交換する場である動物愛護管理推進懇談会に警察機関の参加を要請し、事前に現状や問題点の共有を図る。

動物取扱業者への対応に係る報告書

令和 4 年 (2022 年) 3 月 11 日 長野県健康福祉部

目次

1	栂	t要と経緯	1
2	動	b物愛護管理行政について	1
	(1)	動物愛護管理法及び動物取扱業に係る規制等の変遷	1
	(2)	長野県における動物愛護管理法等に係る事務処理及び役割分担	2
3	松	な本保健所における動物取扱業者に係る登録、立入検査等の状況について	3
	(1)	松本保健所管内の動物取扱事業所数の推移及び立入検査状況	3
	(2)	当該事業所に対する立入検査の状況	4
	(3)	当該事業者の登録及び登録の更新状況	5
4	動	物愛護管理法の規定に基づく勧告、命令等の行政措置の現状について	6
	(1)	全国の状況	6
	(2)	長野県の状況	6
5	枢	公本市保健所及び警察の調査等について	7
	(1)	松本市保健所の調査等	7
	(2)	長野県警等の捜査	7
6	弄	i該事案の発生に至った背景及びその結果として起きた実態	8
	(1)	当該事案の発生に至った背景	8
	(2)	結果として起きた実態(長年にわたる不十分な指導)	8
7		「景の分析及び具体的問題点	
	(1)	立入検査体制の不備	9
	(2)	不適切な動物取扱業者に対する行政措置の手順等の未整備	
	(3)	情報共有等の不足	9
	(4)	警察等の関係機関との連携不足	9
8	具	L体的問題点に対する改善策等	11
	(1)	立入検査体制の充実・整備等	11
	(2)	勧告、措置命令等に係る適正な行政措置の手順等の整備	11
	(3)	「指導困難事例」等について積極的な情報共有と連携した対応	
		警察等の関係機関との連携強化	
9		、後の検討すべき課題	
		多頭飼育問題による行き場のない動物の受入れについて	
		長野県動物愛護管理推進懇談会の枠組み等の検討について	
10		緒	
		7取扱業者に対する監視指導に係る検証結果	
		紙1) 令和3年度動物愛護管理関係監視指導の基本方針	
		J紙 2) 動物取扱業者指導票	
		J紙3) 平成28年度以降の2事業所に立入検査した職員に対するヒアリング結果	
		J紙4)動物取扱業登録基準チェックリスト	
	(参	🗦 考資料)検証経過及び検証チーム等構成員	19

1 概要と経緯

令和3年9月2日及び3日、長野県警察本部及び松本警察署(以下「長野県警」という。)は松本市内の第一種動物取扱業者が経営する2か所の事業所に対し、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)及び狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)違反容疑で家宅捜索を行った。また、同時に松本市保健所も動物愛護管理法第24条に基づく立入検査を実施し、その後11月4日に当該事業所の元社長ら2名の逮捕に至った。家宅捜索時、当該2事業所には合計900頭以上の犬が繁殖等のため飼養されており、報道機関によって「劣悪な環境で、過去から飼育されていたのではないか。」といった報道がされ、社会的に大きな注目を集めることとなった。

当該事業所の所在地は松本市内であり、令和2年度までは県松本保健福祉事務所(松本保健所)において動物取扱業の登録事務や立入検査業務を行ってきたが、令和3年4月1日からは中核市に移行した松本市保健所が事務を行っているところである。

そこで、昨年度までの長野県における当該事業者に対する、立入検査等の業務が適正 に行われていたか、「動物取扱業者への対応に係る検証チーム」を設置し検証を行った。 検証に当たっては、健康福祉部コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会におい て評価を行い、さらに、外部有識者で構成するコンプライアンスモニター会議において、 その評価の妥当性について意見を聴いた。

2 動物愛護管理行政について

(1) 動物愛護管理法及び動物取扱業に係る規制等の変遷

動物愛護管理法及び動物取扱業に係る規制等の変遷については、表1のとおりであり、平成11年の法改正以降、5年を目途に見直しが行われ、特に動物取扱業に対しては規制強化が図られてきたところである。

令和元年6月に行われた直近の動物愛護管理法の改正に基づいて、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。)が新たに制定され、飼養管理方法等に係る基準が一部数値化され、明確化された。

	表1 動物変護官埋法及い動物取扱業に係る規制等の変遷					
年月	法改正等に係る内容	動物取扱業に係る内容				
S48. 9	議員立法により「動物の保護及び管理に 関する法律」制定					
H11. 12	「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」に名称変更					
H12. 12	「動物愛護管理法」施行	「届出制度」開始				
H17.6	「動物愛護管理法」改正	「登録制度」規定				
H18.6	改正「動物愛護管理法」施行	「登録制度」開始				
H24. 9	「動物愛護管理法」改正	「第一種及び第二種」取扱業創設				
H25.9	改正「動物愛護管理法」施行	「第一種及び第二種」運用開始				
R1. 6	「動物愛護管理法」改正	第一種取扱業の適正化、罰則強化				
R3. 4. 1	松本市の中核市移行	事務処理等県から移譲				
R3. 4	取扱業者の「基準省令」制定	基準の明確化、数値基準導入				
R3. 6	改正「動物愛護管理法」施行	「基準省令」施行(一部経過措置あり)				

表1 動物愛護管理法及び動物取扱業に係る規制等の変遷

(2) 長野県における動物愛護管理法等に係る事務処理及び役割分担

ア 規則による本庁及び保健所の事務処理及び役割分担

県が行う事務を分掌する組織について定める「長野県組織規則」(昭和 44 年長野県規則第 16 号)において、健康福祉部食品・生活衛生課(以下「本庁」という。)及び保健所食品・生活衛生課(以下「保健所」という。)のいずれにおいても「動物の愛護及び管理に関すること」をつかさどることとなっている。

また、動物愛護管理法の規定により都道府県知事が行う第一種動物取扱業の登録等、改善の勧告及び命令、報告の徴収及び立入検査などは、「事務処理規則」(昭和39年長野県規則第5号)により保健所長に委任する事項と定められており、保健所の職員が第一種動物取扱業への立入検査、指導等を行っている。

イ 本庁及び保健所の動物取扱業者に対する業務の役割分担

動物愛護管理業務を適切かつ円滑に遂行するため、本庁と保健所が以下の役割分担により事務を実施している。

(ア) 本庁の役割

動物取扱業者に係る業務における本庁の役割は、立入検査等の方針の策定、各保健所との情報共有、関係機関等との連絡調整等があり、令和元年度以降は、動物愛護管理法に基づく立入検査を効果的に実施するため、「動物愛護管理関係指導の基本方針」(以下「基本方針」という。)(別紙1)を定め、この基本方針に基づき各保健所は年間計画を立てた上で立入検査を行うこととしている。

(イ) 保健所の役割

本庁の示した基本方針に基づいて動物取扱業者に対する立入検査の年間計画を立て、直接的な指導を行うとともに、動物取扱業に係る登録事務や基準を遵守していない場合には勧告や措置命令を行う。

ウ 本庁及び保健所のその他動物愛護管理事業に係る業務の役割及び体制

(ア) 本庁の役割及び体制

動物愛護管理行政に係る本庁の役割は、動物愛護管理法第5条に規定する環境 大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本 的な指針」に即して「長野県動物愛護管理推進計画」を策定し、関係者と連携・協 働しながら総合的かつ体系的に動物愛護管理行政全般について、長野県全体の目 標を立てて推進している。

本庁における動物愛護管理行政に係る担当職員は、乳肉・動物衛生係長及び係員の2名(いずれも獣医師)である。なお、係長は動物愛護管理業務及び食肉衛生等食品衛生業務の一部を担っている。

(イ) 保健所の役割及び体制

動物愛護管理法等に基づき、迷い犬や負傷動物の保護・収容、返還、犬猫の引取り、可能な限り不必要な殺処分を減らすための犬猫の譲渡などに加え、地域住民から寄せられる動物に係る苦情対応等に係る業務等を行う。特に、最近は飼い主のいない猫や一般住民の多頭飼育問題(多頭飼育崩壊)など、課題解決には動物愛護管理部局だけでなく、市町村や社会福祉部局などとの幅広い連携・協働が必要となる複雑かつ長期化する事案が多くなってきているのが現状である。

保健所における動物愛護管理行政に係る担当職員は、獣医師職員(係長含む)

及び一般行政職員又は会計年度任用職員で構成され、現在 10 所中 5 所の係長については食品衛生業務も担当している。

3 松本保健所における動物取扱業者に係る登録、立入検査等の状況について

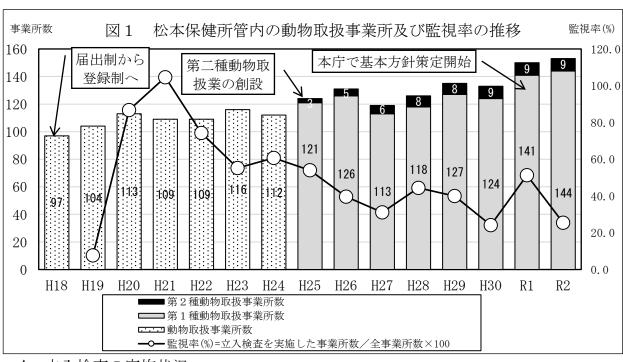
(1) 松本保健所管内の動物取扱事業所数の推移及び立入検査状況

ア 動物取扱事業所数の推移

松本保健所管内の動物取扱事業所数は、令和2年度末時点で153件あり、届出制から登録制に移行した平成18年度比で約1.6倍に増加している。(図1)。

また、平成25年度には、法改正により第二種動物取扱業が創設されるなど、規制 強化に伴い事務処理量も平成18年度以降増加している。

一方、松本保健所において動物愛護管理業務を主に担当する職員数は、係長以下 4名(獣医師3名、動物愛護管理技師(後に一般行政職)1名)であった。



イ 立入検査の実施状況

(ア) 立入検査の頻度

動物取扱事業所に対する立入検査は、平成30年度以前は、原則として、すべての動物取扱事業所に対し、1年に1回実施することとしていた。

令和元年度以降は、本庁で策定する基本方針では、法改正等による規制の強化や事業所数の増加に対応するため、原則として1年に1回立入検査を行うこととするが、施設の特性及び過去の指導状況に鑑み、運営状況が良好な施設にあっては立入検査の頻度を下げることができるとしている。

松本保健所の監視率は、平成 26 年度以降 30~50%程度(図1)、監視件数は 30~80 件程度で推移していた。

(イ) 立入検査の事前通告

動物取扱事業所へ立入検査を行う際は、動物取扱責任者だけでなく、その事業 所の経営者等の責任のある立場の者の立会いの下で必要に応じて助言・指導を行 う。

さらに、保健所職員の動物愛護管理業務量が質・量ともに増加する中、限られ

た職員で効率的かつ効果的な立入検査を実施するため、事業者等と予め日程調整の上、行っていた。

(ウ) 立入検査時に行うチェック項目

令和3年5月末までの「動物愛護管理法」、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」(平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。)及び「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成18年環境省告示20号)等に基づく検査項目は、別紙2の動物取扱業者指導票のとおりである。動物取扱業者指導票のチェック項目は全体で80項目あり、販売業者にあっては約60項目が該当する。

通常行われる立入検査については、限られた職員で効果的に実施するため、これらすべての項目を確認するのではなく、基本方針の重点監視項目や法改正による基準等が変更になる項目など、それぞれの施設において優先順位の高いものについて、特に注目して監視指導するのが一般的である。

ウ 他の保健所の動物取扱業者に係る立入検査等の状況

松本保健所以外の保健所においても、同様の方法による立入検査が実施されている。

(2) 当該事業所に対する立入検査の状況

ア 立入検査の頻度及び方法

平成28年度から令和2年度までの間、当該事業者が登録する2か所の事業所に対し、松本保健所では合計9回の立入検査を実施していた(表2)。

このうち令和2年度には、A事業所に対し2回立入検査を実施しているが、これは令和2年11月に、松本保健所にA事業所の不適正な犬の飼養管理に係る情報提供が寄せられたことから、実施したものであった。

当該事業所に立入検査する際は、計画的な立入検査及び苦情に対する立入検査いずれも事業者と日程調整した上で実施していた。

また、立入検査を行う職員は、計画的な立入は原則1名で、更新申請時や苦情に 対する立入は複数名(2から3名)で行っていた。

年度	A事業所	B事業所
H28	H29/3/17 (2) 【H29/2/14 更新申請】	H29/2/14(2) 【H29/2/14 更新申請】
Н29	H30/3/26 (1)	H30/2/16 (1)
Н30	なし	H31/2/4 (1)
R 元	R 元/5/22(1)	R2/1/31 (1)
R2	R2/12/14 (2) *, R3/3/12 (3) *	なし
立入回数の 合計	5 回	4回

表2 当該事業所に対する立入検査の状況

() 内は、立入検査した職員数、 ※: 苦情に対する立入検査

イ 立入検査時の指導事項

松本保健所が行った当該事業所に対する立入検査時の助言・指導事項等について 当時の担当職員にヒアリングした結果は、別紙3に示したとおりである。

平成28年度及び平成29年度については、記録関係、飼養施設の補修、換気確保

(臭気が立ち込めていたと推測) 等について、指導していた。

一方、令和元年度以降は、動物愛護管理法が改正され、従業員一人当たり飼養等できる動物の数に上限が設けられること等、公布される前であったが省令の内容がある程度明らかになってきたことから、「規模、職員数に見合った動物の種類・数」について、指導を行ってきた。

令和2年度には、A事業所に対して苦情があったため、令和2年12月及び令和3年3月の2回立入検査を行ったものの、令和3年6月に施行される数値基準(飼養施設、職員数等)についての助言・指導を繰り返し行うに留まっていた。

なお、当該事業者は、保健所の指導に対し、改善に経費がかかること、人手不足 (人を雇用してもすぐに辞めてしまうこと)であることについて申し立て、結果的 に目に見えるような改善は行われていなかった。

また、保健所の対応としては、事業者が飼養環境の改善の意思を示している以上、継続的に指導を行っていく以外に方法がなかったとの認識であったと考えられる。

さらに、平成28年度以降の当該事業所への立入検査や行政指導に係る書類(動物 取扱業者指導票、立入検査結果の報告書など)については、苦情による立入検査を 含めて、指導等の状況は松本保健所食品・生活衛生課内のみの情報共有に留まって いた。

(3) 当該事業者の登録及び登録の更新状況

当該事業者は、記録は存在しないものの平成12年以前から動物の繁殖、販売事業を 営んでおり、平成12年度には改正動物愛護管理法に基づく動物取扱業の届出を行って いた。その後、法改正に伴い、平成19年2月に登録申請が行われ基準に合致していた ことから、松本保健所では登録を行った。その後、平成24年2月及び平成29年2月 に更新申請がされ、いずれも登録の更新が行われた(表3)。

一般的に登録の事務処理は、申請書の記載事項の確認及び飼養施設が申請書の記載 内容どおりであるかについて施行規則第3条(登録の基準)の規定に基づいた「動物 取扱業登録基準チェックリスト」(別紙4)等を用いて保健所の職員が現地調査により 確認した上で、所内決裁を経て「登録証」を交付することとされている。

なお、当該事業者は、登録申請事項の「主として取り扱う動物の種類及び数」について、A事業所においては犬400~600頭前後及びB事業所においては犬150頭前後と記載し、申請していた。当該申請事項は、登録の基準には規定されていないことから、現地調査時に確認していなかった。

登録・更新 年月日	A事業所	B事業所
H19. 2. 28	○販売業登録 (成犬及び仔犬 500 頭前後)	○販売業登録(成犬 50 頭、仔犬 100 頭) ○保管業登録(犬猫 5 頭)/月
H24. 2. 28	○販売業更新 (成大及び仔犬 600 頭前後)	○販売業更新 (150 頭(成犬 50 頭、仔犬 100 頭))
H29. 2. 28	○販売業更新 (成犬及び仔犬約 400 頭前後)	○販売業更新 (150 頭(成犬 50 頭、仔犬 100 頭))

表3 当該事業者の登録及び更新状況

4 動物愛護管理法の規定に基づく勧告、命令等の行政措置の現状について

(1) 全国の状況

平成31年3月末時点で、全国の第一種動物取扱業の事業所数は44,828事業所あり、 平成29年度から令和元年度までに全国で行われた、動物愛護管理法第23条の規定に 基づく第一種動物取扱業に対する勧告は計48件、措置命令は2件であった(表4)。

勧告を実施した自治体及びその理由については、最も多かったのが「法定研修会の未受講」で 42 件、次いで「動物の逸走」が 3 件であった。その他としては、「感染症に罹患した猫を獣医師の診察を受けさせずに放置した」ケースや「個体管理の台帳の不整備」などであった (表 5)。

また、措置命令の内容については、「法定研修会の未受講」及び「犬の放し飼い(逸 走)」であった。

これらの勧告及び措置命令の理由については、上述のとおり違反内容がいずれも明確に判断しやすい項目であり、「飼養管理が不衛生」など一般的な飼養管理基準を対象としたものはなかった。

また、この3年間に全国において法第19条に基づく業務停止命令及び登録取消の事例はない。

XI TEICHOU ON TO HOUSE ON THE COMMENT					
年度	勧告	措置命令	業務停止命令	登録取消	備考
H29	12	1*2	0	0	※2:犬の放し飼い
H30	27	1*1	0	0	※1:法定研修会未受講
R1	9	0	0	0	
合計	48	2	0	0	

表4 全国における勧告、命令等の行政措置の実施状況

表 5 勧告を行った自治体及びその理由

年度	勧告を行った自治体	勧告を行った理由(件数)
H29	秋田県、佐賀県	○法定研修会の未受講(12)
Н30	沖縄県、秋田県、岩手県、茨城県、 佐賀県、さいたま市	○法定研修会の未受講(21)○飼養管理基準*違反(3)○動物の逸走など(3)
R1	沖縄県、さいたま市	○法定研修会の未受講(9)

※:感染症に罹患した猫を獣医師の診察なしに放置、個体管理の台帳の不整備など

(2) 長野県の状況

長野県では勧告や命令といった行政措置は、動物取扱事業者に対してこれまで実施していなかった。

また、長野県では、これらの行政措置を適切に実施するための手続きを定めた文書が整備されていなかった。

5 松本市保健所及び警察の調査等について

(1) 松本市保健所の調査等

令和3年4月、松本市の中核市移行に伴い、動物愛護管理法に係る動物取扱業の登録、立入検査等の権限が県から松本市へ移譲された。

当該事業所の指導については、令和3年3月の立入検査に引き続き、継続した指導が必要であることから、県から松本市への業務の移譲後も松本市保健所が引き続き当該事業者に4月以降も立入検査を行うために調整を行っていた。

令和3年6月に、当該事業所に係る犬の飼養環境が劣悪である旨の情報提供が松本市保健所に再び寄せられ、松本市保健所では9月2日及び3日に立入検査を実施した。その後、松本市保健所は、基準省令で遵守していない事項について10月9日に動物愛護管理法に基づきB事業所に対して勧告を行った(表6)。

なお、B事業所において飼育されていた犬はすべて県外の保護団体等に移送され、 11月8日に松本市保健所に廃業届が提出された。

一方、A事業所については、立入検査後に廃業し、当該事業者自ら施設を撤去した ことから勧告を行わなかった。

内容	指摘事項
知美状乳の英田	・ 効果的な消毒の実施
飼養施設の管理 	・ 施設管理記録の作成及び保管
	・ 昆虫の侵入防止や駆除
設備の構造・規模	・鳴き声伝搬対策
環境の管理	・ 周辺環境への影響
動物の疾病にかかる措置	・ 幼齢犬及び狂犬病予防注射実施犬のみ健康診断*・記録
動物の繁殖の方法に係る事項	・ 繁殖犬の回数管理・記録**
動物の適正な飼養に必要な事項	災害時の対策責任者研修会の職員への伝達

表6 松本市保健所がB事業所に対して行った勧告の主な内容

※:基準省令により新たに規定等された事項

(2) 長野県警等の捜査

令和3年9月2日及び3日、長野県警は当該動物取扱業者が経営する2か所の事業 所に対し、動物愛護管理法及び狂犬病予防法違反容疑で家宅捜索を行った。

また、長野県警は 11 月 4 日及び 11 月 24 日に元社長ら 2 名を動物愛護管理法違反 (愛玩動物の虐待)の疑いで逮捕し、長野地方検察庁松本支部は元社長を 12 月 15 日 に起訴した(ただし、従業員は不起訴)。

6 当該事案の発生に至った背景及びその結果として起きた実態

(1) 当該事案の発生に至った背景

ア 法による措置を実質的に非常に困難なものと思い込んでいた

まず、当該事案では、特にA施設において保健所の職員は、立入検査時にアンモニア臭のような異常な臭気を確認していたことから、換気の確保について繰り返し指導を行っていた。また、その発生原因として、従業員の数に対して飼育する犬の数が多すぎて、糞尿の適切な処理や清掃が行き届いていないことが考えられたことから、これらについても同様に繰り返し指導を行っていた。

しかし、法違反を問うことは、事業者の権利を制約する強い措置であり、こうした措置を取ることは、本県だけでなく全国的にもほとんど事例がなく、経験の積み重ねがない状態であり、現に取りうる手段であるとの意識が希薄であった点や、事業者に対する説明責任の観点から、基準が数値として示されていなかったこと、そして例年行政指導を継続してきた経過から、保健所は強い措置を講じることを躊躇していた。

イ 動物愛護の考え方の変化や法改正の趣旨などに対応した主体的な考えや行動ができなかった

ペット動物と人の関係性は時代と共に変化し、ペット動物は人々の生活において 愛玩のみならず伴侶動物としての重要性が高まる一方で、動物虐待事件の社会問題 化に併せて動物取扱業における動物の飼養管理のより一層の適正化を図るために法 改正がたびたび行われてきた。

しかし、過去の経過にとらわれていたため、動物愛護に関する社会の意識の高まりを本庁及び保健所職員がともに敏感に捉えることができなかった。そのため、組織内や関係機関との情報共有の必要性を認識するに至らなかった。

ウ 保健所の動物愛護管理業務が増加し、動物取扱業への監視指導業務の優先度が低くなっていた

保健所の動物愛護管理行政に係る担当職員は、日常的に迷い犬や負傷動物の保護収容、不必要な殺処分を減らすための犬猫の譲渡、その他地域住民から寄せられる動物に係る苦情が量的・質的に増加する一方、人的制約がある中でそれらに優先的に対応する結果、動物取扱業への計画的な監視指導業務に充てる時間が相対的に少なくなっていた。

(2) 結果として起きた実態(長年にわたる不十分な指導)

立入検査の都度、保健所職員は、「飼育施設の補修、換気確保」、「規模、職員数に見合った動物の種類・数」等について繰り返し同じ内容の指導をしてきたものの、期限を定めての改善報告を求めるなど具体的な指導が行われず、動物の飼養施設の環境は改善に至らないままであった。

7 背景の分析及び具体的問題点

当該事案の発生に至った背景及びその結果として起きた実態から、今回のケースについては以下の分析を踏まえると、(1)から(4)の具体的問題点が挙げられる。

まず、本事案における県の対応については、法的に県が作為義務を負う範囲が必ずしも明確でないことから、違法であったとまでは言えないものの、立入検査は事前通告をした上で行っているにも関わらず、当該施設の飼養環境の改善が図られていなかったことを鑑みれば、行政指導に従わない悪質な事業者として捉え、保健所内や本庁のみならず警察や環境省等の関係機関と情報共有を行い、その対応について検討すべきであった。また、従来基準は定性的だが細かく記述されており(表 7)、その趣旨を踏まえ、状況を詳細に検討し、法違反と判断することは可能であったと考えられた。

さらに、動物愛護に関する社会の意識の高まりも踏まえると、従前に比べより積極的 に法に基づく勧告や措置命令などの検討を行うべきであり相当性を欠いていた。

結果として、当該施設において過酷な状況にあった動物の飼養環境の改善に結びつかなかったことは、動物の愛護管理を担う行政として、深刻に反省すべき点である。

(1) 立入検査体制の不備

令和2年11月の苦情対応時においても、事前に日程調整を行った上で立入検査を行ったが、事実を的確に把握するためには、抜き打ちによる立入検査を検討するなど過去の立入検査の状況から、「指導困難事例」として積極的に対応する必要があった。

立入検査体制の不備に関しては、次のことが問題点として考えられた。

- ア 抜き打ちによる立入検査をするべき事案について明確なルールがなかった。
- イ 動物取扱業への立入検査に係る業務は、保健所で行う他の立入検査業務に比べる と経験の積み重ねが少なく、食品衛生や環境衛生関係の立入検査業務では行われて いた保健所間や本庁との協力体制が整備されていなかった。
- ウ 立入検査では、法令に記載されている基準の遵守状況について動物取扱業者指導票を用いて確認していたが、県として具体的なガイドラインのような目安がなく、 法令の基準の解釈にあいまいな点があった。また、登録申請事項の「主として取り扱う動物の種類及び数」の犬の頭数の確認を行うべきだった。

(2) 不適切な動物取扱業者に対する行政措置の手順等の未整備

動物愛護管理法等の規定に基づく、改善の勧告や命令といったさらなる措置を検討すべきであったが、行政指導に従わない業者に対する行政措置の手順等を定めた文書が整備されていなかった。

(3) 情報共有等の不足

- ア 当該事業者に対する立入検査等の状況について、令和2年11月の苦情対応時も含めて松本保健所食品・生活衛生課内で情報が共有されていたのみで、保健所内や本 庁との間での情報共有は行われていなかった。
- イ また、長野県全体の動物愛護管理業務をつかさどる本庁において、当該事例を含む「指導困難事例」等に関する情報収集及び情報共有を積極的に保健所と図っていなかった。

(4) 警察等の関係機関との連携不足

今回の事例のように、苦情者から動物虐待が疑われる通報等が寄せられた場合は、早い段階から警察等の関係機関と情報共有し、連携する必要があった。

従来からの基準

従来からの基準に新たに追加された基準

ケージ等は、個々の動物が自然な 姿勢で立ち上がる、横たわる、羽 ばたく等の<u>日常的な動作を容易</u> <u>に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること</u>。 また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。(第3条第1号**1)

・飼養施設のケージ等に数値基準が規定*2

分離型(ケージ飼育等)の基準

【寝床や休息場所となるケージ】

	基準となるケージの大きさ		
	タテ	ППП	高さ
犬	体長の	体長の	体高の2倍以上
猫	2倍以上	1.5 倍以上	体高の3倍以上 (棚を設け、2段以上の構造とする。)

ケージ等の清掃を一日一回以上 行い、残さ、汚物等を<u>適切に処理</u> すること。ただし、草地等におい て飼養又は保管をする等特別な 事情がある場合にあってはこの 限りでない。(第4条第3号*1)

- ・犬猫を以下の状態にしないこと。
 - →被毛に糞尿等が固着した状態
 - →体表が毛玉で覆われた状態
 - →爪が異常に伸びている状態

飼養又は保管をする動物の種類 及び数は、飼養施設の構造及び規 模並びに動物の飼養又は保管に 当たる職員数に見合ったものと すること。(第5条第1号のイ** ・動物の飼養又は保管に従事する従業員数に関する 事項が規定**3

犬	1 人当たり 20 頭が上限 (うち、繁殖犬は 15 頭まで)	
猫	1 人当たり 30 頭が上限 (うち、繁殖猫は 25 頭まで)	

販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。(第5条第3号のロ*1)

- ・犬の生涯出産回数は6回まで※4
- ・メスの交配年齢は7歳未満 (例外規定あり) **4
- ・帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせ診断書の 交付を受けること。

規定なし

・帝王切開は獣医師に行わせること。

※1:第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成18年環境省告示第20号、令和3年5月31日廃止)

※2:既存事業者は、令和4年6月から適用

※3:既存事業者は、令和4年6月から令和6年6月まで段階的に適用

※4:すべての事業者に令和4年6月から適用

8 具体的問題点に対する改善策等

上記の問題点を踏まえ、早急に以下の対策を実践する必要がある。

また、本件については、他の保健所においても起こり得るものと考えられ、長野県全体の問題ととらえて取り組むことが重要である。

(1) 立入検査体制の充実・整備等

ア 限られた職員で効率的かつ効果的に立入検査を実施するためには、今後も継続して基本方針に基づき、これまで同様に計画的な立入検査や重点監視項目を設定して 事前通告を原則として立入検査を行っていく。

さらに、「指導困難事例」などについては、抜き打ちの立入検査を組み合わせた対応とするよう基本方針を見直す。

- イ 「指導困難事例」等への対応については、情報共有を図った上、本庁等に広域的に 動物取扱業者等の立入検査を行う職員を配置し、担当保健所職員と共同で立入検査 を行うだけでなく、保健所間の協力体制などの体制整備を行う。
- ウ 立入検査を行う職員が、動物取扱事業者の遵守状況を確認する際には、環境省が 示した「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針~守るべき基準 のポイント~」等を参考にするとともに、県としての監視指導に関する目安等の明 確化を図る。
- エ 研修会については、立入検査を行う職員の監視指導に関する標準化や資質向上を 図るため、動物虐待の判定に係る専門家によるものや、動物取扱業に係る立入検査 について参考となるべき自治体の職員らを招くなどの研修会を行う。

また、立入検査の実務で発生する問題点などについては、情報共有を図りつつ、 課題を整理し、その問題解決に向けた検討会や必要な研修会を引き続き開催することとする。

(2) 勧告、措置命令等に係る適正な行政措置の手順等の整備

「指導困難事例」に対しても一定の具体的対応を可能とするため、令和元年6月の動物愛護管理法及び基準省令等の改正を踏まえ、行政措置の手順を標準化・明確化した文書(動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領)を策定し、法の趣旨に沿って厳格に対応する。

(3) 「指導困難事例」等について積極的な情報共有と連携した対応

動物の飼養管理不良、周辺住民や顧客からの苦情通報、立入検査の拒否といった「指導困難事例」は、担当者や担当課任せにならないよう、次のアからウの各段階で積極的に情報共有を図るとともに、情報・意見交換しやすく、声を上げやすい風通しの良い職場環境の整備に努める。

また、本庁においては、関係機関間で情報共有を図ることで、危機管理意識を高め、「指導困難事例」に係る現状認識を図るとともに解決策等について協議を行う。

- ア保健所内
- イ 保健所及び本庁(データベース化し、状況把握)
- ウ保健所間

(4) 警察等の関係機関との連携強化

動物虐待の疑われる事例や「指導困難事例」については、本庁のみならず、警察署及 び県警察本部、環境省、大学等の専門機関、社会福祉関係機関等と情報共有を図るな ど、事案に応じてこれまで以上に幅広く、緊密な連携を行い、適切に対応していく。 また、現在、動物愛護管理施策について関係者と情報・意見交換を行う場として長 野県動物愛護管理推進懇談会を開催しているが、今後は警察機関にも参加を要請し、 動物愛護管理行政の現状や問題点などの認識の共有化を行い、連携していく。

9 今後の検討すべき課題

(1) 多頭飼育問題による行き場のない動物の受入れについて

多頭飼育問題では、その動物の飼い主が責任を持って動物を飼養管理することが原則である。しかし、動物の飼い主が所有権を放棄し県に動物の引き取りを求めた場合、動物愛護管理法第35条第1項の規定により県は引き取りを行うが、多くの多頭飼育問題では費用負担の問題(条例により手数料が必要になる。)や引き取った動物の一部は殺処分される可能性があることから、民間の動物愛護ボランティア等が直接これらの動物を引き受け、新たな飼い主を探すための活動を行うことが多いのが現状である。

また、動物愛護センターでは、多頭飼育問題による行き場のない動物の緊急避難的な一時受入れや災害等を想定した一定数の動物を受け入れる体制はあるものの、施設運営上の限界がある。

こうした動物の収容場所をどのように確保していくかは、環境省や他自治体と議論 を重ね連携することも必要であると考えられる。

(2) 長野県動物愛護管理推進懇談会の枠組み等の検討について

(1)のような行政だけで対応できない多くの動物の行き場所をどうするかという問題について、民間の動物愛護ボランティア等と、協力体制を事案に応じて築く必要がある。そのためには、毎年開催している長野県動物愛護管理推進懇談会の枠組みを利用して、こうした問題にどのように対応すべきか、関係者との情報・意見交換を行い、大まかな合意形成を図る必要がある。

長野県動物愛護管理推進懇談会については、先進自治体の取組方法を今後、研究した上で、長野県の状況に最適な枠組みとなるよう、会議構成員の拡大(警察、法律の専門家、民間の動物愛護ボランティア団体など)や議事録の公表など、検討経過の可視化を行い関係者による合意形成を図ることを目指す。

10 総括

健康福祉部では、今回の事案についてこれまでの動物愛護管理法に基づく動物取扱業への監視業務を振り返り、当該事案が発生した背景とその結果として起きた実態について検討し、その原因を分析・課題整理を行った上で、具体的な再発防止策を提示した。

今回、松本保健所で発生した事案は、他の保健所管内においても同じように発生する リスクをはらんでおり、今後、同様の事例を再発させないためには、全体的に早急な改 善等が必要と考えられる。

また、法に基づき県が事業者を監視指導する業務は、動物愛護管理業務以外にも多岐にわたることから、長野県全体の問題としてとらえ、それぞれの法の趣旨に基づいた監視指導業務が適正に行われているかを改めて考える契機としなければならない。

動物取扱業者に対する監視指導に係る検証結果

背景と実態

背一

〇法による措置を実質的に非常に困難なものと思い込んでいた。

- 〇動物愛護の考え方の変化や法改正の趣旨などに対応した主体的な考えや行動ができなかった。
- 〇保健所の動物愛護管理業務が増加し、動物取扱業への監視指導業務の優先度が低くなっていた。

実態

〇 長年にわたる不十分な指導

繰り返し同じ指導を重ねることに留まり、動物の飼養施設の環境改善に至らなかった。

問題点

○ 立入検査体制の不備

- ・過去の立入検査状況を踏まえ「指導困難事例」として積極的に対応することが出来なかった。
- ・事前通告により立入検査をしたため事実を的確に把握することができなかった。
- 不適切な動物取扱事業者に対する行政措置の手順 等の未整備
 - ・同じ指導を繰り返すのみで、さらなる行政措置を検討で きなかった。
- 情報共有等の不足
 - ・ 当該事業者のような「指導困難事例」の不適切な飼養管 理状況や対応方針について保健所内や本庁との間で情報 共有が行われなかった。
- 警察等の関係機関との連携不足
 - ・ 当該事案を保健所のみで対応していた。

改善策等

- 立入検査体制の充実・整備等
 - ・より効率的・効果的な立入検査を行うため、事前通告や抜き 打ちによる立入検査を組み合わせて実施するよう見直し。
 - ・本庁等に広域的に動物取扱業者等の立入検査を行う職員の配置 ⇒担当保健所職員と共同で立入検査
 - ・担当職員の研修会の開催⇒監視指導の標準化や職員資質向上
- 勧告、措置命令等に係る適正な行政措置の手順等の整備
 - ・勧告、措置命令等の行政措置の手順を定めた文書の整備 ⇒「指導困難事例」等に対しても、一定の具体的対応が可能
- 「指導困難事例」等について積極的な情報共有と連携 した対応
 - ・本庁における積極的な情報収集及び情報共有
 - ・課題解決に向けた保健所との連携・協議
- 警察等の関係機関との連携強化
 - ・「動物虐待の疑われる事例」や「指導困難事例」は、警察等の 関係機関と連携を強化

令和3年度動物愛護管理関係監視指導の基本方針

食品・生活衛生課

1 基本的考え方

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく立入検査を効果的に実施するため、施設の選定及び 年間の監視指導計画の策定を行う。
- (2) 本方針で策定する対象は、第一種動物取扱業、第二種動物取扱業及び特定動物飼養施設とする。
- (3) 原則として、1年に1回立入検査を行うこととする。ただし、施設の特性および過去の指導状況等に鑑み、以下のとおり頻度を定める。なお、必要な場合は個別に立入頻度を上げることとする。

業種等	頻度	備考
第一種動物取扱業	年1回以上	ただし、動物病院における保管や直近2回の立入により適正に管理*できていることを把握している場合、5年に1回(登録更新のタイミング)まで立入実施頻度を下げることができるものとする。 なお、飼養施設がない場合は、上記に準じ書類確認等を行う。 ※定期報告、責任者研修会受講の有無等を含む
第二種動物取扱業	年1回以上	ただし、直近2回の立入により適正に管理できていることを把握している場合、5年に1回まで立入実施頻度を下げることができるものとする。
特定動物飼養施設	年1回以上	

2 各業種等の重点監視項目

- (1) 第一種動物取扱業
- ・ 標識の掲示
- ・ 登録内容の確認(施設設備、責任者氏名、業務の内容、実施の方法、取扱う動物の種類・数、営業 時間、健康安全計画等)
- ・ 法改正に係る事項の周知及び確認(登録拒否に係る欠格事項及び動物取扱責任者要件の厳格化、 全動物種に対する帳簿備付、事業所における対面販売、マイクロチップの義務化、等)
- ・ 新たに規定された遵守基準の周知及び確認(ケージの構造・サイズ、取扱頭数の制限、飼養施設 の環境、年1回の健康診断、繁殖の方法・回数の制限、飼養・保管のルール、等)
- 飼養施設の衛生管理、疾病予防等
- ・ 記録類の確認(説明・確認実施状況、施設・動物点検状況、繁殖実施状況、取引状況等の台帳個体 に関する帳簿、等)
- · 責任者研修会受講確認
- ・ その他(広告、ホームページ、夜間提示、幼齢動物の取扱い、災害時の対応等)
- (2) 第二種動物取扱業
- ・ 届出内容の確認(施設設備、業務の内容、実施の方法、取扱う動物の種類・数等、帳簿の備付)
- ・ 法改正及び新たに規定された遵守基準に係る事項の周知及び確認 (譲渡し業帳簿の義務化、ケージの構造・サイズ、取扱頭数の制限、飼養施設の環境、年1回の健康診断、繁殖の方法・回数の制限、飼養・保管のルール、等)
- ・ 飼養施設の衛生管理、疾病予防等
- ・ 記録類の確認
- ・ その他(災害時の対応等)
- (3) 特定動物飼養施設
- ・ 許可内容の確認(動物の種類・数、施設設備、飼養又は保管の方法、管理責任者、マイクロチップ または脚環、保守点検計画等)
- ・ 法改正に係る事項の周知及び確認 (特に、許可対象となる交雑種を飼養する者に対する周知)
- ・ 飼養施設の衛生管理
- ・ その他(逸走防止、災害時の対応等)
- (4) その他必要に応じ保健所ごとに定める重点監視項目

3 その他の留意事項

- (1) 年間の監視指導計画を、別紙により5月28日(金)までに食品・生活衛生課長あて報告すること。
- (2) 監視結果は監視後速やかに、保健医療情報システムへの入力等により整理すること。
- (3) 必要に応じ、他の保健所、健康福祉部食品・生活衛生課、市町村等と情報共有し対応すること。
- (4) 事業実施においては、令和2年4月9日付け2食生号外「新型コロナウイルス感染症の対応に 係る食品・生活衛生業務体制について」及び各所で作成している長野県新型インフルエンザ等発 生時業務継続計画(BCP)に留意すること。

動物取扱業者指導票

業種 販売 保管 貸出 訓練 展示 競りあっせん 譲受飼養

登録番号

事業所所在地

申請者氏名

事業所名

事業者氏名

		事業者氏名						
		点検事項						
標識の掲示		□標識の掲示						
動物取扱責任者		□動物取扱責任者の選任□取扱責任者研修会の受講(従事者への伝達)□重要事項説明者の勤務						
広告		□必要事項の掲載 □安易な飼養の助長の防止						
取	引先の違法確認	口取引先の法令違反等についての確認						
	飼養施設	□必要な設備等の設置(飼養設備・照明・給排水・洗浄・消毒・汚物集積・死体の保管・・空調・遮光・防風雨) □清掃が容易である等、維持管理しやすい構造 □逸走防止できる構造・強度						
	ケージ基準	□材質・構造・糞尿の漏えい防止・通気・換気・転倒防止策・強度・広さ・給餌・給水設備等						
施	設・設備の管理	□衛生管理(清掃・消毒)、1日1回以上の保守点検 □鳴き声、臭気、毛等の管理 □ネズミ、昆虫の侵入防止・駆除 □逸走防止						
	共通	□施設の規模、職員数に見合った動物の種類・数 □ケージ等の外での飼養・保管の禁止 □ケージの構造・規模に見合った動物の保管 □適切な社会化 □動物の生態等に適した飼養環境(温度、明るさ、換気、湿度等)の確保 □適切な給餌・給水・運動 □動物の状態を1日1回以上確認 □死体の速やかかつ適切な処置 □逸走時の準備 □廃業時の譲渡等の適切な措置 □災害対策						
#	販売	□離乳後あるいは耐性の備わった動物の販売・貸出 □販売前に2日間以上健康状態等を観察 □現物確認・対面文書での説明・情報提供及び確認の署名等 □夜間(20時から8時)の適切な犬猫の取扱(展示、顧客との接触、譲渡、引渡しの禁止) □夜間に営業を行う場合の犬猫への配慮・措置 □展示中の休息時間の配慮 □野生動物由来の動物:適切な種を選択・必要に応じた馴化措置 □顧客との接触等の制限、適度な休息 □治療:ワクチン等に係る証明書の交付 □情報の表示(品種、性別、生年月日、大きさ、生産地等)						
動物の	犬猫等販売業	□犬猫等健康安全計画の提出·遵守 □獣医師との連携確保 □終生飼養の確保 □幼齢犬猫の販売制限 □定期報告の届出 □個体に関する帳簿の備付け、保管						
管	保管	□顧客の動物を個々に収容						
理・取扱	□現物確認・対面文書での説明・情報提供及び確認の署名等 □夜間(20時から8時)の適切な犬猫の取扱(展示、顧客との接触、譲渡、引渡しの禁止)							
	訓練	訓練 口演芸や訓練が過酷にならないよう配慮 口顧客の動物を個々に収容						
	展示	□演芸が過酷にならないよう配慮 □夜間(20時から8時)の適切な犬猫の取扱(展示、顧客との接触、譲渡、引渡しの禁止) □夜間に営業を行う場合の犬猫への配慮・措置 □展示中の休息時間の配慮 □野生動物由来の動物:適切な種を選択・必要に応じた馴化措置 □顧客との接触等の制限、適度な休息						
	競り	□保管する動物の健康状態の確認、必要に応じての隔離 □販売業者による契約に係る説明実施の確認 □顧客の動物を個々に収容 □契約時の説明						
	疾病対策	□動物の健康状態の日常的な確認・管理 □疾病・障害を負った動物に必要な措置、獣医師による診療 □感染症の予防(ワクチンの接種、導入した動物の必要に応じた隔離)						
繁殖方法		□健康状態(幼齢・高齢・遺伝性疾患のおそれ)に応じた適切な繁殖 □母体への過度な負担を避ける、適切な繁殖回数						
輸送		口適切な飼養環境の確保、転倒防止対策、清掃・消毒 口輸送中の動物の目視確認、必要に応じた休憩・運動 口適切な給餌及び給水 口輸送設備の構造・規模及び輸送従事者数に見合った種類・数 口事故及び逸走防止措置						
記録		□販売・貸出時における説明及び確認 □飼養施設(清掃・消毒・保守)及び動物の点検 □繁殖の実施状況の記録 □取引状況 □5年間の保存						
		□適切な飼養環境の確保、転倒防止対策、清掃・消毒 □輸送中の動物の目視確認、必要に応じた休憩・運動 □適切な給餌及び給水 □輸送設備の構造・規模及び輸送従事者数に見合った種類・数 □事故及び逸走防止措置 □販売・貸出時における説明及び確認 □飼養施設(清掃・消毒・保守)及び動物の点検 □繁殖の実施状況の記録						
		職員氏名						

平成28年度以降の2事業所に立入検査した職員に対するヒアリング結果

1 A事業所の立入検査状況

立入検査日	指導等事項
Н29. 3. 17	 ○ 飼養施設のうち、天井について計画的な補修を行うこと、職員数に見合った頭数で管理すること、コバエ発生対策について指導した。 ○ 犬舎の天井について詳細な記憶はないが、構造が簡素で劣化が認められたことから、計画的な補修を指導した。 ○ 犬舎内の清掃状況については、清掃が行われた形跡は認められるが、コバエがたくさん発生し、蜘蛛の巣が張り、床が汚れ、ケージに糞や毛が付着しているなど、清掃が行き届いておらず、不衛生な状況があったことから指導を行った。
Н30. 3. 26	 ○ 換気に注意を払い、人員を確保して清掃を行う旨を指導した。 ○ 糞尿による臭いがひどく、人によっては目にしみるくらいのアンモニア臭がし、当時、慣れていなかった職員の一人は、いったん外に出なければ我慢できない状態だった。 ○ 換気や清掃を指導したことに対し、事業者は、掃除はしているが人がいなくてやりきれない(採用してもすぐに辞めてしまう)、資金がなくて換気設備も新しくできない旨の説明があり、前回の指導に対する改善を確認できなかった。
R1. 5. 24	 ○ 適切な頭数で飼養を行うこと、アンモニア臭がこもらないよう換気を行うことについて指導した。 ○ 臭気に関して改善がされていなかった。 ○ 前回とは別の職員が立ち入りをしたが、中に入ることができないくらいのアンモニア臭であった。 ○ また、狭いケージにオスとメスが入れられていたことから、適切な頭数での飼養と、犬舎内の換気を指導した。
R2. 12. 4	 ○ 令和2年11月25日に、苦情者から、劣悪な環境で犬の飼養が行われているとの情報提供を受けて立入検査を行った。 ○ 情報提供を受けてすぐに事業者に連絡したが、責任者自身の予定がつかず、12月4日の立入検査となった。 ○ 令和2年12月4日の立ち入りでは、「施設の規模、職員数に見合った動物の種類、数の管理を行うこと」、「動物の生態等に適した飼養環境の確保を行うこと」、「適切な給餌、給水、運動を行うこと」、「法改正により飼育頭数の制限がかかることから、飼育頭数を減らすか職員を増員すること」を指導した。 ○ 立ち入りを行った職員に確認したところ、以前から目立った改善は行われておらず、清掃が行き届いていない点や飼養スペースが狭い点から、飼養環境を引き続き改善させていくことに加え、犬の頭数を減らすか職員を増やすよう指導した。
R3. 3. 12	○ 前回の立ち入りの際に指導した事項について改善が行われているか確認を 行ったところ、犬の頭数は 500 頭から 495 頭に減らし、従業員は 12 名から 15 名に増やし、今後も増員の予定である旨を責任者から聴き取りした。 ○ しかし、いずれも責任者の申し立てであり、実際に犬の頭数を数えたり、 職員の名簿を確認したりといった調査をしなかった。 ○ また、清掃や換気についても改善は行われていなかった。

2 B事業所の立入検査状況

; ; ; ; ; ; ;	
立入検査日	指導事項
H29. 2. 14	○ 法改正により、飼養する犬猫を個体ごとに管理する帳簿の備え付けが義務化されたことから、その周知のための指導であった。○ 充分な換気がされていなかったものの、指導するほどの程度ではなかったので、指導事項には含まなかった。○ 登録の更新申請に係る現地調査も兼ねていた。
Н30. 2. 16	○ 犬の部屋の換気を適正に行うことを指導した。○ 臭気が気になったことから、継続的に換気を良くするようにということで 指導を行った。
Н31. 2. 4	○ 「職員数に見合った動物の種類、数での管理」や「換気を充分に行うこと」を指導した。○ この立ち入りは、1年前に立ち入りを行った職員と同じ者が行ったが、前回の指導事項でもあった換気については、改善された様子はなかったと認識した。
R2. 1. 31	 ○ 「法定責任者講習会に参加すること」、「職員の人数に見合った頭数で管理を行うこと」について指導した。 ○ 廃業した際、犬をどのように処分するのか検討することを指導した。 ○ 法定責任者講習会への参加に係る指導は、講習会へ2名の責任者が同時に参加することが難しいため、1名だけで良いかとの問い合わせがあったことから、2名とも出席しなければいけないことを指導し、別日程、別会場になるが参加するよう指導した。 ○ 事業者が体調を崩し廃業を考えたこともある旨の話をしたことから、「廃業時の犬の適正な処分」について指導した。

動物取扱業登録基準チェックリスト

業種	事業所所在地	
販·保·貸·訓·展	事業所名	

確認事項	基準	判定			備考
飼養施 設の権 原	維持管理の権原所有 者	申請者が有している	他者から借り ている(権原の 証明有り)	権原なし	
	動物取扱責任者	1名以上	1名	配置なし	
職員の 配置	重要事項説明又は動 物取扱職員	配置あり	配置なし (配置予定あ り)	配置なし(配置 予定なし)	
	事業所以外の場所で の重要事項説明説明 又は動物取扱職員	配置あり	配置なし (配置予定あ り)	配置なし(配置 予定なし)	
別記 1	記載内容	遵守基準に適合	_	遵守基準不適合	
	ゲージ等	あり	設置予定	なし	
	照明設備	あり	設置予定	なし	
	給水設備	あり	設置予定	なし	
	排水設備	あり	設置予定	なし	
	洗浄設備	あり	設置予定	なし	
設備の	消毒設備	あり	設置予定	なし	
有無	廃棄物集積設備	あり	設置予定	なし	
有無	動物の死体の一時保管場所	あり	設置予定	なし	
	餌保管設備	あり	設置予定	なし	
	清掃設備	あり	設置予定	なし	
	空調設備	あり	設置予定	なし	
	遮光・風雨防除設備	あり	設置予定	なし	
	訓練場	あり	設置予定	なし	
衛生動物	の侵入防止	侵入のおそれ無し	侵入防止可能	防止策なし	
ф фВ	* 生生	衛生状態維持管	衛生状態維持管	衛生状態維持管	
床、內質	き	理がしやすい	理は可能	理は困難	
飼養等する動物の逸走防止		防止できる構 造及び強度	ı	防止は困難	
飼養施討	との設備等の規模	十分である	業務は可能	不十分	
飼養施設の空間確保		十分である	業務は可能	不十分	
ゲージ	衛生管理可能な材質	支障なし	耐水性がある	洗浄不可能	
	底面の糞尿の漏えい	漏洩なし	防止可能	漏えいあり	
	通気及び内部の確認	十分である	通気・確認は可能	不十分	
	転倒防止措置	施設と一体	転倒防止措置あり	転倒防止措置なし	
	構造及び強度	十分である	破壊防止は可能	不十分	
構造及 び規模	取り扱う動物の種類 及び数とのバランス	施設に十分余 裕がある	業務の実施に は支障なし	著しく不適切	

判定の右端の欄にチェックがついた場合は、動物取扱業の登録をすることはできません。

検証経過及び検証チーム等構成員

1 検証経過

年月日	検証に係る会議等実施状況
R3. 10. 18	「動物取扱業者への対応に係る検証チーム(検証チーム)」設置
R3. 10. 20	第1回「検証チーム」会議
R3. 10. 27	第2回「検証チーム」会議
R3. 11. 9	第3回「検証チーム」会議
R3. 11. 18	「健康福祉部コンプライアンス委員会」
R3. 12. 27	第1回「リスク管理委員会」
R4. 1. 17	第1回「コンプライアンスモニター会議」
R4. 2. 10	第2回「リスク管理委員会」
R4. 2. 14	第2回「コンプライアンスモニター会議」
R4. 2. 16	第3回「リスク管理委員会」

2 検証を行った委員会、チーム等の構成員リスト

(1)リスク管理委員会

	職名	氏 名
委員長	副知事	関 昇一郎
構成員	総務部長	玉井 直
構成員	総務部次長	須藤 俊一
構成員	会計管理者兼会計局長	鈴木 英昭
事務局	コンプライアンス・行政経営課長	村井 昌久

(2) コンプライアンスモニター会議

役 職	氏 名
長野県コンプライアンス推進参与	大久保 和孝
弁護士	高橋 聖明
成城大学法学部教授	打越 綾子

(3)健康福祉部コンプライアンス委員会

	職名	氏 名
委員長	健康福祉部長	福田 雄一
委員	健康福祉部次長	出川 広昭
委員	健康福祉部参事	原 啓明
委員	健康福祉政策課長	柳沢 由里
委員	医療政策課長	小林 真人
委員	医師・看護人材確保対策課長	坂爪 敏紀
委員	地域福祉課長	山崎 敏彦
委員	健康増進課長	田中 ゆう子
委員	国民健康保健室長	矢澤 圭
委員	保健・疾病対策課長	西垣 明子
委員	感染症対策課長	大日方 隆
委員	ワクチン接種体制整備室長	山邉 英夫
委員	介護支援課長	油井 法典
委員	障がい者支援課長	髙池 武史
委員	食品・生活衛生課長	吉田 徹也
委員	薬事管理課長	小池 裕司
事務局長	健康福祉政策課企画幹兼課長補佐	棚田 益弘

(4)動物取扱業者への対応に係る検証チーム

	職名	氏	名
チームリーダー	食品・生活衛生課長	吉田	徹也
構成員	健康福祉政策課企画幹兼課長補佐	棚田	益弘
構成員	松本保健福祉事務所食品・生活衛生課長	西村	孝
構成員	動物愛護センターそうだん課長	小平	満
事務局長	食品・生活衛生課企画幹兼課長補佐	樋沢	和幸